

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成 27 年 12 月 22 日

【発行者の名称】

株式会社スズキ太陽技術
(SUZUKI SOLAR TECHNO Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 鈴木 竜宏

【本店の所在の場所】

愛知県安城市三河安城東町 2-3-10

【電話番号】

(0566)91-3880 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 矢隈 有子

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
株式会社スズキ太陽技術
<http://www.sst-solar.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<http://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責

任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期(中間)	第6期	第7期
会計期間		自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高	(千円)	437,663	1,257,579	1,102,252
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△21,053	137,495	111,165
当期純利益又は中間純損失(△)	(千円)	△22,434	86,687	74,995
資本金	(千円)	19,108	10,000	19,108
発行済株式総数	(株)	2,066,000	200	2,066,000
純資産額	(千円)	300,270	238,118	332,704
総資産額	(千円)	372,393	365,461	467,458
1株当たり純資産額	(円)	145.11	119.06	155.96
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	(円)	△10.86	43.34	37.49
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率	(%)	80.5	65.2	68.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	5,007	75,392	59,289
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△14,617	△27,913	△40,478
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△10,617	△2,400	8,908
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	146,656	139,164	166,883
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	27 (3)	21 (2)	25 (3)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 平成27年3月30日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額につきましては、当該株式分割が第6期の期首に行なわれたと仮定して算定しております。

5. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第7期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第8期中間会計期間の中間財務諸表については、特定上場有価証

券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

8. 第8期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数（人）	27(3)
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員のみ）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社は環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済環境は、所得雇用環境の改善に伴う個人消費の緩やかな回復、円安や原油安を背景とした企業業績の改善による企業設備投資の増加基調などにより、国内景気は緩やかな回復傾向となっております。

この状況下、当社は、環境商材販売、施工事業及び架台販売事業ともに買取価格改訂の影響等により売上が大きく減少しました。特に回復が期待されていた住宅向けの売上が低迷し、競争激化により利益率も低下いたしました。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は437,663千円、営業損失は751千円、経常損失は21,053千円、中間純損失は、22,434千円となりました。

なお、当社の事業は施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。(以下「(2) キャッシュ・フロー」、「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においても同じ。)

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比べ 20,227 円減少し、146,656 千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 5,007 千円となりました。これは主に、売上債権の減少額 79,717 千円、仕入債務の減少額 51,687 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 14,617 千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出 12,120 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 10,617 千円となりました。これは、株式公開費用の支払額 21,100 千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高	受注残高
	金額（千円）	金額（千円）
環境商材販売、施工事業（千円）	287,424	6,011
合計	287,424	6,011

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 架台販売事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
	環境商材販売、施工事業（千円）
架台販売事業（千円）	126,568
合計	437,663

(注) 上記金額に消費税は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または平成27年7月16日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成27年11月12日開催の取締役会において、TAKグリーンサービス株式会社（以下「TAKグリーンサービス」）の株式を全株取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。

詳細は、「第6 経理の状況 1 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は240,086千円で、前事業年度末に比べ106,178千円減少しております。完成工事未収入金の減少65,798千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は132,307千円で、前事業年度末に比べ11,114千円増加しております。投資有価証券の増加10,598千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は72,123千円で、前事業年度末に比べ72,629千円減少しております。工事未払金の減少36,115千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は300,270千円で、前事業年度末に比べ22,434千円減少しております。当中間会計期間の中間純損失による減少22,434千円が主要な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	公表日現在発行数(株) (平成27年12月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000		—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年3月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (平成27年9月30日)	公表日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,500(注)1	3,500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000(注)1	350,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138(注)2	138(注)2
新株予約権の行使期間	自平成27年3月31日 至平成37年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 139.38 資本組入額 69.69	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合

(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の(a)乃至(d)に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - (a) 行使価額に60%を乗じた価格を下回る価格(1円未満切り上げ)を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に60%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に60%(1円未満切り上げ)を乗じた価格を下回る価格となった場合。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第2回新株予約権(平成27年3月30日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成27年9月30日)	公表日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,481(注)1	2,451(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	248,100(注)1	245,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138(注)2	138(注)2
新株予約権の行使期間	自平成29年3月31日 至平成37年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 138 資本組入額 69	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年3月30日 (注) 1.	1,999,800	2,000,000	—	10,000	—	—
平成27年3月30日 (注) 2.	66,000	2,066,000	9,108	19,108	—	—

(注) 1. 平成27年3月30日開催の臨時株主総会により、同日付で1株を10,000株に分割しております。これにより株式数は1,999,800株増加し、2,000,000株となっております。

2. 有償第三者割当

割当先	杉浦太
発行価格	138円
資本組入額	138円

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
鈴木 竜宏	愛知県蒲郡市	1,549,800	75.01
高島株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目 2 御茶ノ水杏雲ビル13階	310,000	15.00
杉浦 太	愛知県西尾市	116,000	5.61
岩月 洋滋	愛知県東海市	30,000	1.45
神原 崇之	愛知県安城市	30,000	1.45
矢隈 有子	愛知県半田市	30,000	1.45
東海共立鋼業株式会社	愛知県名古屋市南区天白町5丁目 31	200	0.01
計	—	2,066,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,066,000	20,660	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,066,000	—	—
総株主の議決権	—	20,660	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権 (平成27年3月30日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年3月30日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権 (平成27年3月30日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年3月30日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2名、当社従業員 21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上

新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	平成27年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	—	—	174	—
最低(円)	—	—	—	—	174	—

(注) 1. 当社株式は平成27年8月18日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 平成27年9月以降について売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

4 【関連当事者取引】

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	当中間会計 期間末残高
法人 主要 株主	高島 株式会社	東京 都千代 田区	3,801,270	卸売業	(被所有) 15.0	架台の販売、 材料の仕入	架台の 販売	36,165	売掛 金	10,996
							材料の 仕入	3,753	買掛 金	936
									工事未 払金	194
							保証金 の差入	2,655	差入 保証 金	49,746

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、中間会計期間末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件については、一般の取引先と同等の条件によっております。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）及び「建設業法施行規則」（昭和 24 年建設省令第 14 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、中間会計期間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 5 条第 2 項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.6%
売上高基準	0.0%
利益基準	1.1%
利益剰余金基準	0.1%

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日)	当中間会計期間末 (平成 27 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	183,483	164,456
売掛金	35,729	21,808
完成工事未収入金	115,897	50,099
未成工事支出金	6,604	1,146
原材料及び貯蔵品	808	808
前払費用	1,170	1,654
繰延税金資産	948	11
その他	1,621	99
流動資産合計	346,264	240,086
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	12,054	11,661
機械及び装置（純額）	1,080	1,016
車両運搬具（純額）	8,417	7,343
工具、器具及び備品（純額）	9,691	6,755
有形固定資産合計	※1 31,243	※1 26,778
無形固定資産		
ソフトウェア	516	432
無形固定資産合計	516	432
投資その他の資産		
投資有価証券	10,080	20,678
関係会社株式	9,000	9,000
出資金	162	162
長期前払費用	16,472	17,544
長期預金	3,400	4,720
差入保証金	50,162	52,817
その他	157	174
投資その他の資産合計	89,433	105,097
固定資産合計	121,193	132,307
資産合計	467,458	372,393

(単位：千円)

	前事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日)	当中間会計期間末 (平成 27 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,668	10,096
工事未払金	61,969	25,854
短期借入金	—	10,000
未払金	5,945	2,153
未払費用	17,284	15,730
未払法人税等	11,096	247
未払消費税等	12,930	※ 2 1,329
未成工事受入金	2,669	3,533
預り金	7,188	3,178
流動負債合計	144,753	72,123
負債合計	144,753	72,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,108	19,108
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	303,113	280,679
利益剰余金合計	303,113	280,679
株主資本合計	322,221	299,787
新株予約権	483	483
純資産合計	322,704	300,270
負債純資産合計	467,458	372,393

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	437,663
売上原価	329,742
売上総利益	107,921
販売費及び一般管理費	※ 108,673
営業損失(△)	△751
営業外収益	
受取利息	167
その他	665
営業外収益合計	832
営業外費用	
支払利息	33
株式公開費用	21,100
営業外費用合計	21,134
経常損失(△)	△21,053
税引前中間純損失(△)	△21,053
法人税、住民税及び事業税	443
法人税等調整額	937
法人税等合計	1,381
中間純損失(△)	△22,434

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			株 主 資 本 合 計	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金				
		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当期首残高	19,108	303,113	303,113	322,221	483	322,704
当中間期変動額						
中間純損失（△）		△22,434	△22,434	△22,434		△22,434
当中間期変動額合計	—	△22,434	△22,434	△22,434	—	△22,434
当中間期末残高	19,108	280,679	280,679	299,787	483	300,270

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成27年4月1日	
	至 平成27年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)		△21,053
減価償却費		6,048
受取利息及び受取配当金		△167
支払利息		33
株式公開費用		21,100
売上債権の増減額 (△は増加)		79,717
たな卸資産の増減額 (△は増加)		5,458
仕入債務の増減額 (△は減少)		△51,687
未払金の増減額 (△は減少)		△3,791
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△11,601
預り金の増減額 (△は減少)		△4,010
その他		△3,880
小計		16,166
利息及び配当金の受取額		167
利息の支払額		△33
法人税等の支払額		△11,292
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,007
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		△12,120
定期預金の払戻による収入		9,600
有形固定資産の取得による支出		△1,499
投資有価証券の取得による支出		△10,598
投資活動によるキャッシュ・フロー		△14,617
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		20,000
短期借入金の返済による支出		△10,000
新株予約権の発行による収入		483
株式公開費用の支払額		△21,100
財務活動によるキャッシュ・フロー		△10,617
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△20,227
現金及び現金同等物の期首残高		166,883
現金及び現金同等物の中間期末残高		※146,656

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価法
 - (1) その他有価証券
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (3) 満期保有目的の債券
償却原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成工事支出金
個別法による原価法を採用しております。(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
 - (2) 原材料
先入先出法による原価法を採用しております。(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
 - (3) 貯蔵品
最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法によっております。ただし、建物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15 ～ 24 年
機械及び装置	17 年
車両運搬具	2 ～ 6 年
工具、器具及び備品	5 ～ 15 年
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
 - (3) 長期前払費用
均等償却を採用しております。
4. 収益及び費用の計上基準
完成工事高の計上基準
工事完成基準によっております。
5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度末 (平成27年3月31日)	当中間会計期間末 (平成27年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	20,763千円	28,328千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税及び仮受消費税は、相殺の上、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
役員報酬	22,300千円
給与手当	32,228
法定福利費	7,625
減価償却費(有形固定資産)	5,964
減価償却費(無形固定資産)	83
退職給付費用	240

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,066,000	—	—	2,066,000
合計	2,066,000	—	—	2,066,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間 会計期間末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
第1回新株予 約権(注)1	普通株式	350,000	—	—	350,000	483
第2回新株予 約権 (注)2,3	普通株式	250,100	—	2,000	248,100	—
合計	—	600,100	—	2,000	598,100	483

(注)1. 第2回新株予約権の当中間会計期間減少は、従業員の退職による新株予約権の失効によるものであります。

2. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	164,456千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△17,800
現金及び現金同等物	146,656

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	183,483	183,483	—
(2) 売掛金	35,729	35,729	—
(3) 完成工事未収入金	115,897	115,897	—
(4) 投資有価証券	10,000	10,000	—
資産計	345,109	345,109	—
(1) 買掛金	25,668	25,668	—
(2) 工事未払金	61,969	61,969	—
(3) 未払金	5,945	5,945	—
(4) 未払費用	17,284	17,284	—
(5) 未払法人税等	11,096	11,096	—
(6) 未払消費税等	12,930	12,930	—
負債計	134,893	134,893	—

当中間会計期間（平成 27 年 9 月 30 日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	164,456	164,456	—
(2) 売掛金	21,808	21,808	—
(3) 完成工事未収入金	50,099	50,099	—
(4) 投資有価証券	10,000	10,000	—
資産計	246,365	246,365	—
(1) 買掛金	10,096	10,096	—
(2) 工事未払金	25,854	25,854	—
(3) 短期借入金	10,000	10,000	—
(4) 未払金	2,153	2,153	—
(5) 未払費用	15,730	15,730	—
(6) 未払法人税等	247	247	—
(7) 未払消費税等	1,329	1,329	—
負債計	65,411	65,411	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 完成工事未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債権は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (平成 27 年 9 月 30 日)
① 非上場株式 (※ 1)	9,080	19,678
② 差入保証金 (※ 2)	50,162	52,817

(※ 1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(※ 2) 市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債権

前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	10,000	10,000	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	10,000	10,000	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,000	10,000	—

当中間会計期間 (平成 27 年 9 月 30 日)

区分	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表額を 超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	10,000	10,000	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	10,000	10,000	—
時価が中間貸借対照表計上 額を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,000	10,000	—

2. 子会社株式及び関係会社株式

子会社株式及び関係会社株式 (当中間会計期間の貸借対照表計上額 9,000 千円、前事業年度 9,000 千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当中間会計期間（平成27年9月30日）

区分	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	10,678	10,678	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	10,678	10,678	—
合計		10,678	10,678	—

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、その主な事業として環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業を行っており、単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
高島株式会社	40,040
岡崎製材株式会社	33,904

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額 155円96銭	1株当たり純資産額 145円11銭

(注) 1. 平成27年3月30日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失金額を算定しております。

2. 1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△10円86銭
(算定上の基礎)	
中間純損失金額(△)(千円)	△22,434
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失金額(△)(千円)	△22,434
普通株式の期中平均株式数(株)	2,066,000

第8期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式取得による会社の買収)

当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、TAKグリーンサービス株式会社（以下「TAKグリーンサービス」）の株式を全株取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。また、平成 27 年 12 月 24 日に、既存株主から TAKグリーンサービスの株式を取得する予定でございます。

なお、この株式取得により、TAKグリーンサービスは当社の連結子会社となります。

1. 株式取得の目的

TAKグリーンサービスは、東京をはじめとして全国に営業拠点を持つ太陽光発電販売会社で近年、太陽光発電設置工事、電気工事を強化しております。

今回の株式取得によって、当社グループとして、TAKグリーンサービスが長年蓄積してきた販売のノウハウや首都圏での拠点の拡充が可能となるとともに、両者のノウハウを組み合わせることで、お客様に更に付加価値の高いサービスを提供することが可能となると考えております。

「全国ナンバー1のスマエネ機器 販売・施工会社になる」これが、今回TAKグリーンサービスの全株式を取得した目的であります。両者の強みを生かした販売から施工までのワンストップサービスを高品質で全国に提供できるシナジーが期待でき、事業の拡大を更に加速させることが可能になると考えております。

2. 株式取得対象会社の概要

- (1) 名称 : TAKグリーンサービス株式会社
- (2) 事業内容 : 太陽光発電システム等、住宅用エネルギー機器の販売、取付工事
- (3) 資本金 : 60,000 千円

3. 株式取得の時期

平成 27 年 12 月 24 日（予定）

4. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の議決権比率

- (1) 取得株式数 : 8,400 株
- (2) 取得価額 : 8,733 千円
- (3) 取得後の議決権比率 : 100%

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月22日

株式会社スズキ太陽技術

取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スズキ太陽技術の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スズキ太陽技術の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月12日開催の取締役会において、TAKグリーンサービス株式会社の全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。